

こんなことに気づいたら！！

### 『気になるサイン』・・・通報の目安の例

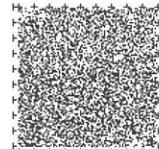
- 郵便物や新聞が、ポストに溜まつたままの状態が続いている
- 同じ洗濯物が、干されたままの状態が続いている
- 雨戸やカーテンがずっと閉まつたままの状態が続いている
- 日中なのに、玄関や室内の明かりが点いた状態が続いている
- 夜なのに、玄関や室内の明かりが消えた状態が続いている
- 庭の手入れやごみの処理がされていない状態が続いている
- 通勤・通学等の自転車等が、使用されていない状態が続いている
- 物音（テレビの音、生活音など）がしていない
- ごみだしをしている姿を見かけなくなった
- 買い物や病院、趣味活動などで見かけなくなった
- ペットの様子がいつもと異なる（衰弱している、凶暴化している等）



くるめ見守りほっとライン【受付時間】24時間  
くるめ・みまもり・サン・キュー  
(0942-30-9339)へ通報！

\*明らかな異常・異変が疑われる場合は、消防署(119番)や警察(110番)へ緊急通報を

- 室内から応答があるが、扉が開かない  
(ケガや病気で起き上がれないようだ…等)
- 室内に在室しているのが明らかであるが、応答がない
- 応答がなく、室内から異臭・異音がする



令和2年9月発行  
久留米市健康福祉部地域福祉課  
電話 0942-30-9174 FAX 0942-30-9752

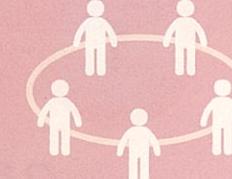


久留米市



セーフコミュニティク留米

# くるめ見守りネットワーク



## くるめ見守りネットワークの仕組み



地域の皆さんや自宅を訪問する事業者（郵便局、新聞販売店、宅配事業者、電気、ガス、水道等）の方が、ご近所の方の異変に気付いた場合に、「くるめ見守りほっとライン」へご連絡ください。

### 地域の皆さんによる見守り

地域住民  
民生委員・児童委員  
校区社協（ふれあいの会）  
老人クラブ  
校区コミュニティ組織 など

### 事業者などによる見守り

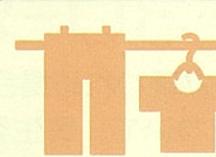
郵便局  
新聞販売店  
宅配事業者  
電気・ガス・水道事業者 など



見守りながら「気になるサイン」にピンときたら



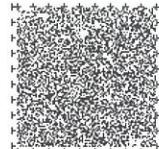
郵便物や新聞が  
ポストに溜まつたままの状態が  
続いている



同じ洗濯物が干されたままの状態が続いている

通報

くるめ見守りほっとライン  
くるめ・みまもり・サン・キュー  
(0942-30-9339)へ通報！



1

## くるめ見守りネットワークとは

久留米市では、高齢者をはじめとしてすべての市民が、地域から孤立することなく安心して暮らせるよう、地域の皆さんや事業者の方と連携して、地域全体で見守り活動を行う、「くるめ見守りネットワーク」に取り組んでいます。

見守り活動の中で、日常生活における異変（気になるサイン）を早期に発見し、支援につなげるとともに、地域での支え合いの意識を広げる取り組みを推進しています。

2

## 地域の皆さんや事業者にご協力いただくこと

特別なことをしていただく必要はありません。

皆さん、日常の活動や業務の中で「さりげない見守り、声かけ」を通して「気になるサイン」に気づいたときに、『くるめ見守りほっとライン』までご通報ください。通報いただきました方の個人情報は守ります。

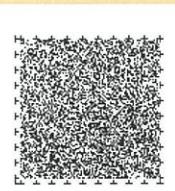
なお、通報を受けた場合は、市の関連部局や消防署、警察署、民生委員・児童委員などと連携し、安否確認や必要な支援を行います。

### くるめ見守りほっとライン

くるめ・みまもり サン・キュー  
(0942-30-9339)へ通報！

\*明らかな異常や異変が疑われる場合は、消防署や警察署へ通報をお願いします。

\*地域の見守り活動について、民生委員や校区社協（ふれあいの会）等に報告・相談のルールが決められている場合は、そちらを優先してください。



「くるめ見守りネットワーク」の趣旨に賛同し、ご協力いただける事業者の方には、市と「見守りネットワークに関する協定」を締結していただきます。協定を締結された事業者の方には、「くるめ見守りネットワーク協力事業者証」と「ステッカー」を交付します。

3

## 通報をいただくと・・・

市では、必要に応じて安否確認を行います。



必要な福祉サービスや制度を利用できるものがあれば、支援を行っていきます。



4

## 通報いただいた方への配慮

- (1) 通報をいただいた世帯の状況については、必要に応じて通報いただいた方に報告するものとします。ただし、個人情報に関する内容は除きます。
- (2) 通報いただいた内容に誤りがあった場合でも、その責任を問われるものではありません。
- (3) 通報いただいた方のことをお話することはできません。

5

## 個人情報保護の例外規定

個人情報の保護に関する法律では、「原則として本人の同意を得ないで個人情報を取り扱ってはならず、また第三者に提供してはならない」と定められています。

しかし、「人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には適用はしないとされています。

(個人情報の保護に関する法律第16条及び23条)

